

議案第四十四号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者　港区長　　武井雅昭

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「当該子の同居の親族」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるもの」に、「もののない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、「（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二

項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「」を「同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へ職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。」が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）

第十二条の二 教育委員会は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関する事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第十三条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育

するためには、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第十七条第一項中「及び子の看護休暇」を「、子の看護休暇及び短期の介護休暇」に改める。
第十八条第一項中「介護休暇」の下に「（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条に規定する深夜における勤務の制限に係る請求並びに第十一条の二及び第十一条の三に規定する超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正に伴い、三歳に満たない子の育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務を制限する制度を導入するとともに、幼稚園教育職員の特別休暇に短期の介護休暇を新設するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。